



葛谷栄一の 黒見私見

(第3種類(便物認可))

聞新民農本日

先の2月13日、農林省の検討P.T.、農地政策検討委員会、農林部会の合同会議に、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」との一部改正に関する法律案（案））、そして食料供給困難事態対策法案（仮称）（骨子）、食料安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）（骨子）が示され、27日、閣議決定された。基本法見直しの全貌が案文レベルで明らかになつた。

これまで法案の骨子や概要については新聞等で報道されてはきたが、あらためて法律案（案）を見て感じるところが多い。今回の基本法改正は食料安全保障の確立とみどりの食料システム転換の策定とともに、もなう環境問題への取組みの二つが大きな焦点であった。基本概念を見てみると、こまでの①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的発展、④農村の活性化、⑤農地の確保、⑥環境との調和のどれか食料システムの確立、⑦多面的機能の発揮、⑧農業の持続的発展、⑨農村の活性化、⑩農地の確保、⑪環境との調和などである。

基本法改正と所得補償

料安全保障に注力していくことが明確化されている。このように食料安全保障やみどり戦略対応についてはそれなりの書き込みがなされたといふことで、一定の評価は可能であろう。

しかししながらこれで減少する農地や担い手の確保が可能となり、農業の将来像が描けるかといえば、答はノン。直面する課題方に向性を打ち出したことはいいえ、日本農業再生の展望を獲得するには程遠い。そもそも今回の基本法見直しに際して、理念法のままでいいのか基本法の実効性どうあり方、そして価格形成の前に所得補償充足の是非等を含めた根本的議論が欠かせないが、もづばら直面する課題に集中しての議論に終始した。すでに日本農業は構造的に崖っぷちにあるといふ危機意識にそし、本質的問題は回避した感が拭えない。価格形成問題についても自由貿易体制の下で価格形成していくことはきわめて困難であり、所得補償という形で生産と所得を分離する形で消費者の理解を得て本問題を乗り越えてきたのが卫門の歴史であるように理解している。あらためて日本農業を維持していきためにどのような仕組みにして販売概念に基づいて消費者の理解を獲得していくのかも重要な議論となる。うなぎの皮を剥ぎながらの消費者への働きかけの積み重ねが求められる。